

(資料2)

きよみ野防犯連絡協議会規約

(適用)

第1条 本規約は、きよみ野東自治会、及びきよみ野西自治会の専門委員会（自治会規約第6章 第24条）として設置された、きよみ野防犯連絡協議会の活動に対して適用する。

(目的)

第2条 本協議会は、きよみ野地域の住民による個々の防犯・事故防止活動を連携させ、協調を図ることによって犯罪・事故を抑止し、安全で安心な住み易い街、きよみ野をつくることを目的とする。

(構成)

第3条 本協議会は、きよみ野見守り隊（きよみ野くらぶ（有志）、クリッパーズ（住民有志））、地域防犯推進委員、きよみ野東自治会、きよみ野西自治会等の各組織から選出された委員により構成される。

2 委員は各組織2名以上とし、内1名を窓口連絡員とする。

(役員及び任務)

第4条 本協議会は、次に掲げる役員を置きその任務を執行する。

会長 1名 本協議会を代表して会務を統括する。
副会長 1～2名 会長を補佐し、必要な場合には会長の職務を代行する。

幹事 数名 会長、副会長を補佐し第5条に定める活動を遂行する。

2 役員はPTAを除く委員の中から選任する。

3 会長、副会長は第3条の委員の互選により選任する。

4 会長は、活動遂行に必要な幹事数名を第3条の委員の承認を得て任命する。なお幹事は第3条の委員以外からも任命できるものとする。

5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動)

第5条 本協議会は、第2条の目的を達成するために各組織の連携・協調を図り、次に掲げる活動を計画実施する。

(1) 犯罪・事故についての情報の交換と周知を行う

(2) 防犯・事故防止に関する知識の習得と啓蒙活動を推進する

(3) 防犯・事故防止活動の連携・協調による効果的活動を推進する

(4) 防犯・事故防止活動の地域活動計画の作成と見直し、及び地域活動計画の実施を推進する

(5) 効果的な防犯・事故対策の検討と立案及び実施を推進する

(6) その他、第2条の目的達成に必要とされる活動を行う

(総会)

第6条 総会は、第3条の委員及び第4条の幹事により構成される。なお、会長が必要と認める場合には、第3条の委員以外の者を出席させることができる。

2 総会は、原則として半期毎に開催することとする。なお、会長が必要と認める場合には、会長は総会を適宜招集できる。

3 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 第5条に定める活動に関する事項

(2) 本協議会規約の改定に関する事項

(3) その他、必要と判断される事項

(役員会)

第7条 役員会は第4条に定める役員により構成される。なお、会長が必要と認める場合には、役員以外の者を出席させることができる。

2 役員会は、原則として四半期毎に開催することとする。なお、会長が必要と認める場合には役員会を適宜招集することができる。

3 役員会では、第6条3項に関する事項について審議し、総会の決定を必要としない事項について決定する。

(経費の処理)

第8条 本協議会の活動に必要な経費は、きよみ野東自治会、きよみ野西自治会に対して均等に申請を行い、その会計処理については両自治会の規約に従うものとする。

本規約の制定・改定履歴

(1) 平成17年1月30日制定

(2) 平成18年4月 1日改定

(3) 平成19年4月 1日改定

(4) 平成21年4月 1日改定